2020年度【教職課程組織評価委員会】年次自己点検・評価レポート

故

て

る

か

自主設定課題

教職科目シラバスチェック体制の改善

大学基準による分類:教育

【1.現状】(課題を含む)

○本学では、すべての学部においてシラバスチェックを実施し ており、教職科目についても同じ枠組みにて第三者チェックが 実施されている。

他方で、教職科目については、課程認定上、授業内容に含めることが必要な要件がコア・カリキュラム等で明示されており、要件を充足した授業計画・内容となっているかについては教職課程の全学運営組織である教育職員養成に関する運営委員会において確認を行い、求められる内容・質を担保する必要がある。

○このことから、教育職員養成に関する運営委員会の下に設置された教職カリキュラム委員会においては、再課程認定後の課程がスタートした翌年度にあたる2020年度版シラバスより、「教科に関する専門的事項」に係る科目のうち一般的包括的内容を含む科目、各教科の指導法、教職基幹科目について、必要な要素が含まれているかを確認するためのシラバスチェックを実施することを決定し、各学部選出の委員がチェックを担当したが、委員会では想定していなかった体制上の問題や、科目担当者が独自の判断で授業内容を変更している事例等が発生し、改善が必要な状況となっている。

【2. 原因分析】

○教職科目のシラバスチェックについては、教職課程の質保 証に必要な観点から独自の項目について行う必要があるた め、各学部で実施している第三者チェックとあわせて実施する のが困難である。

○教職科目シラバスチェックにおいては、各学部から1名ずつ選出されている教職カリキュラム委員が自学部の科目のシラバスをチェックする体制とした。そのため、学部によっては1名の委員が担当するには過大な科目数のチェックを行うこととなった。一部の学部では、教職カリキュラム委員を通じて学部内の委員会等にシラバスチェックの作業依頼を行ったが、作業の趣旨・目的について充分な説明ができておらず、チェックのやり直し等の対応が必要となった。

○「教科に関する専門的事項」に係る科目のうち一般的包括的 内容を含む科目については、当該分野について、中学校・高 校の学習指導要領に含まれる範囲を網羅している必要があ る。また、英語科に関しては、教職コア・カリキュラムが策定され ており、そこに定める内容を網羅している必要がある。しかしな がら、これらの科目のうち各学部で設置されている科目につい ては、科目担当者が、この科目は教職科目であり、必ず網羅す べき内容が定められていることを認識していないケースがある。

どう改善するか

【3.到達目標】

2021年度シラバス作成にあたり、教職科目シラバスチェックの 対象となる科目の授業内容保証するためのチェック体制および 科目を設置している学部との連携体制の改善・再構築を図る。 具体的な到達指標として、期限内に全科目のチェック完了、科 目内容不備による書き直し要請等の問題発生件数がチェック 対象科目数の10%以下。

【4.目標達成のルート(手段)

1.2020年度シラバスチェックの際に発生した問題について、 教職カリキュラム委員や各学部事務室からのヒアリングを通じ、 原因の精査を行い、対応方策を策定する。

因果関係

2. 目的に沿ったチェックが実施されるよう、依頼文書等の工夫 や実際に作業を行う担当者、学部事務室に対する個別説明を 実施する。

(5. ルート(手段)の詳細)

1. 2020年度シラバスチェック時の課題洗い出し

既に把握している課題の文章化、不明確な部分についてのヒアリングを教職事務室にて行う。特に、対象科目が多数に のぼる文学部については、文学部事務室と課題の共有と対応方策の方向性について協議を行う。【2020年9月末まで】

2. 科目担当者への周知

「教科に関する専門的事項」に係る科目のうち一般的包括的内容を含む科目については、科目担当者に対し、当該科目が教員免許取得のため必須の科目となっており、授業において網羅すべき事項があることを認識・理解いただく方策について検討し、学部の協力の下、周知を行う。【シラバス入稿依頼までに対応】

3. チェック担当者(教職カリキュラム委員等)への周知

教職シラバスチェックの目的、趣旨について、教職カリキュラム委員会において再度確認・徹底を図る。あわせて、学部内の委員会に作業分担を依頼している学部については、教職カリキュラム委員長と教職事務室担当者が個別に説明を行い、正しい理解のもとチェックを実施するよう依頼する。【2020年12月末まで】

4. 問題が発生した場合の対応

チェックを進めていく過程で問題が発生した場合の連絡方法、スケジュールを明確化し、書き直し等についても迅速かつ 適切な対応がとれる体制を構築する。【2020年12月末まで】

どう改善したか

【6. 結果】

シラバスチェック体制の改善に向けては、教職事務室と各学部事務室(主に文学部事務室および授業当番学部)との間で検討・調整を行い、シラバス作成依頼の段階における授業担当者への注意喚起の実施、2020年度シラバスにおいて課題があった学部・専攻への個別説明・依頼を行ったほか、実際にチェックを行う教職カリキュラム委員に対しても2020年10月開催の教職カリキュラム委員会にて再度説明を行った。2021年度シラバス内容のチェック結果については2月末日までに各学部の教職カリキュラム委員から委員長に対して報告がなされる予定である。2021年3月以降、教職カリキュラム委員長の下でチェック結果の確認および今年度の確認プロセスの妥当性についての検証を行い、結果については2021年4月以降に開催する教職カリキュラム委員会において報告するとともに、改善を要する事項がある場合には再度検討を行う予定である。

今年度については、シラバス作成段階から授業内容やテキストについて授業担当者から照会・相談が複数寄せられたほか、提出されたシラバス内容に問題が発見された場合にチェック担当者から教職事務室担当者に逐次連絡がなされるなど、全体としてシラバス内容についての認識が高まっているものと考えられる。

他方で、シラバスチェックの結果、授業内容に不足する要素が発見された場合には、シラバス記載内容の修正にとどまらず授業内容・計画そのものの大幅な見直し・修正を要する可能性もある。教職科目として適正な内容を維持していくためには、シラバスチェックの強化に留まらず、授業科目担当者の選任段階における十分な説明と理解が不可欠であることから、教職カリキュラム委員会を通じた各学部との認識共有に努めるとともに、現在検討を進めている教職課程独自の自己点検・評価システムにおいても主要な取組みのひとつとして位置づけ、継続的に取り組んでいくこととしている。